

SNS広告等による女性総合相談案内ウェブサイト周知業務 仕様書（案）

1 委託業務名

SNS広告等による女性総合相談案内ウェブサイト周知業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）

3 業務の目的

生活に困難を抱えたまま、自らの力では協力・支援を求めることができずに孤独・孤立に悩む女性を、既存の適切な相談・支援窓口につなげることを目的とした女性総合相談案内ウェブサイトについて、SNS等の広告配信により県民に周知することとし、これらの運営に係る業務を委託するものである。

4 委託業務内容

(1) 業務内容

① SNS等による広告配信

現に支援を必要としている県内女性及び今後支援を必要とする可能性のある県内女性に対し、「女性総合相談案内ウェブサイト構築・保守運用業務」により構築する「あおり女性相談窓口案内サイト（仮）」について、SNS広告やインターネット広告を活用して周知する。

なお、配信した広告のランディングページは上記のウェブサイトとすること。

② 広告配信に使用する広告素材の作成

若年女性から高齢女性まで、見やすく、安心感を得られるデザインとすること。

受注者の提案をもとに、発注者と協議の上作成し、各配信開始日の1週間前までに電子データで納品し、確認を受けた上で配信を行うこと

(2) ターゲット

県内在住の成年女性（18歳以上）で、支援を必要としていると思われる者（関連するキーワードに興味・関心を示している者）

(3) 広告配信媒体

LINE、Twitter、Facebook、Instagram、Google、その他周知効果が得られると思われる媒体から3つ以上。

なお、SNS広告の配信にあたり、必要なアカウントは、受注者が取得・作成するものとする。

(4) 配信時期・配信回数

令和5年2月～令和5年3月とし、具体的な配信時期と配信回数は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

5 成果品及び納品場所

(1) 成果品

- ・業務完了報告書（リーチ数等の運用結果を記載すること）
- ・広告配信のために作成した画像素材等（電子媒体で提出）

(2) 納品場所

青森県青少年・男女共同参画課

6 セキュリティ対策について

受注者は、発注者が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底すること。

発注者は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。また、発注者から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

7 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、青森県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、青森県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。